

## 指定介護予防支援

### 指定介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

#### 1. 事業者の概要

事業者名称	公益社団法人山梨勤労者医療協会
所在地	山梨県甲府市宝一丁目9番1号
代表者	理事長 深沢 眞吾
設立年月日	1963年3月23日
電話番号	055-222-6616

#### 2. 法人の実施介護事業概要

- ① 訪問看護・介護予防訪問看護
- ② 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- ③ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ④ 通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス
- ⑤ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- ⑥ 居宅介護支援・居宅介護予防支援
- ⑦ 地域包括支援センター（委託）
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

#### 3. 指定介護予防支援・指定介護予防ケアマネジメントを実施する事業所の概要

事業所名	笛吹市東部指定介護予防支援事業所
所在地	山梨県笛吹市一宮町末木 807-6 笛吹市役所一宮支所内
事業所指定番号	1901800050
管理者・連絡先	井上 雅美 電話 0553-34-8221 FAX 0553-47-0040 E-mail f-houkatsu@s.yamanashi-min.jp
サービス提供地域	笛吹市内（原則として御坂町・一宮町地域）

#### 4. 事業所の職員体制等

保健師、他職員 4名 以上

#### 5. 営業日・営業時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、国民の祝日（振替休日を含む）、12月29日～1月3日は除く

## 6. サービス提供の主な内容とサービス提供方針等

(1)介護にかかわる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行

(2)介護予防サービス・支援計画書の作成にあたり以下の業務

- ① 利用者等においては、入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供することが義務づけられました。そのため利用者等が入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に滞りなく提供出来るよう支援します。
- ② 医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画を交付します。
- ③ 予防訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当職員自身が把握した利用者の状況等について、利用者の同意を得て担当職員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ④ 介護予防サービス計画に位置付ける居宅介護サービス事業者については、複数の事業所を紹介するとともに、当該事業所を介護予防サービス計画に位置付けた理由を説明します。
- ⑤ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合にあっては、担当職員は特定相談支援事業者との密接な連携に努めます。

(3)サービス事業者との連絡調整や指定介護保険施設との連絡調整

(4)その他の要支援等の必要な援助、苦情受付

## 7. 利用料金

指定介護予防支援・指定介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料等の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援・指定介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスである時は、利用者の支払う利用料金はありません。

## 8. 個人情報の保護について

(1)担当職員は正当な理由なしに、その業務で知り得た利用者またはその家族の秘密をもらしません。

(2)事業所の担当職員であった者が担当職員でなくなった後についても、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密をもらすことがないように、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とし、必要な処置を講じるものとします。

(3)サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

## 9. 事故発生時の対応

(1)指定介護予防支援・指定介護予防ケアマネジメントの提供により、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

(2)事故の状況及び事故に際してとった措置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

(3)事業所は、損害賠償保険に加入し、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、

損害賠償を速やかに行います。

#### 10.虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため担当を決め、対策検討委員会の定期開催・職員に対する指針整備と防止研修を講じます。

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

#### 11.相談窓口・苦情対応

(1)指定介護予防支援・指定介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情及び介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供している各サービスについてご相談・苦情を承ります。

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に処理するために、苦情受付担当者を配置し、必要な措置を講じるとともに、その内容を記録します。

担当部署	笛吹市東部指定介護予防支援事業所
窓口責任者	井上 雅美
受付時間	営業時間内
連絡先	電話 0553-34-8221      FAX 0553-47-0040 E-mail f-houkatsu@s.yamanashi-min.jp

(2)当事業所以外に、市町村及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

笛吹市役所 保健福祉部 長寿支援課  
住所 笛吹市石和町市部 777 電話 055-262-4111

山梨県国民健康保険団体連合会  
住所 甲府市蓬沢 1-15-35 電話 055-233-2119  
相談窓口専用電話 055-233-9201（開設日時 毎週水曜日午前9時～午後4時）

- ① 提供するサービスに関して、市からの文書の提出・提示の求め、または市からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。
- ② サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

#### 12.金品の授受について

当事業所は金品の授受は固くお断りしております。

【説明確認欄】

サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面により重要事項を説明しました。

年 月 日

〈所在地〉 山梨県甲府市宝一丁目9番1号  
〈事業者〉 公益社団法人山梨勤労者医療協会  
〈代表者名〉 理事長 深沢 眞吾

〈説明者〉 笛吹市東部指定介護予防支援事業所

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

家族または代理人

〈住所〉

〈氏名〉

続柄：